

令和7年度 第2回高梁市地域公共交通会議次第

日時：令和7年8月18日（月）14：00～

場所：高梁市図書館4階多目的室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 役員（副会長）選任

委員名簿資料1

4. 会議

議事1：道路運送法第79条による自家用有償旅客運送の登録更新について

（1）交通空白地有償運送

資料2-1

（2）福祉有償運送

資料2-2

議事2：高梁市地域公共交通計画に基づく今後の予定について

資料3

報告1：令和6年度生活福祉バス・乗合タクシー利用状況について

資料4

報告2：令和6年度高梁市タクシー利用助成制度（実証事業）利用状況について資料5

報告3：JR 利用促進等に係る高梁市の取組について

（1）伯備線での荷物輸送による青果物輸送および

さんすて岡山での「高梁マルシェ」の開始について資料6-1

（2）高梁市広瀬地区緊急避難施設について

資料6-2

5. その他

- ・岡山県地域公共交通ビジョンについて（予定）

6. 閉 会

高梁市地域公共交通会議 委員名簿

資料1

委員任期: 令和5年8月25日～令和7年8月24日

区 分	所 属	氏 名	備考	役員
一般旅客自動車運送事業者の代表	備北バス株式会社 代表取締役 会長	政 森 毅	R7.6.24～	
	中鉄北部バス株式会社 営業部 部長代理	清 水 亨		
	備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎		
一般旅客自動車運送事業者の 運転手が組織する団体の代表	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部執行委員長	植 田 寿 行		
住民代表	高梁地域まちづくり協議会 会長	丸 山 英 明		
	有漢地域まちづくり協議会 会長	平 山 寿 男	R7.4.30～	
	成羽地域まちづくり協議会 副会長	東 健 次		
	川上地域まちづくり協議会 会長	丹 治 勇	R7.6.19～	
	備中地域まちづくり協議会 会長	内 岡 龍 己	R7.5.27～	
	高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里		
利用者代表	公募	鳴 川 忠 男		
	公募	清 水 美 保 子		
市の職員	副市長	中 山 均	R7.4.1～	会長: R7.6.26～
道路管理者	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課 課長	柴 田 昇		
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社 地域交通課長	栃 折 太 介		
学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁		
国の関係者	中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	宮 地 亮 平	専門員 R7.4.1～	
県の関係者	岡山県県民生活部 交通政策課 副参事	橋 本 宜 士	専門員 R7.4.1～	
警察関係	岡山県高梁警察署 地域交通課 課長	河 合 利 隆	専門員 R6.3.14～	

道路運送法第79条による自家用有償旅客運送の登録更新について

(1) 交通空白地有償運送

高梁市生活福祉バス及びスクールバス混乗

(経緯)

合併以前より、成羽、川上、備中地域で運行していた医療・へき地医療バス、福祉バス、有償バスについて、一部路線変更、料金統一を行い、平成19年10月より「生活福祉バス」として運行。令和4年10月より一部路線はスクールバスの混乗運転を開始。

1. 運送主体（名称、住所、代表者の氏名）

名 称：高梁市

住 所：高梁市松原通2043番地

代表者の氏名：高梁市長 石田 芳生

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

自家用有償旅客運送登録証(岡山県：令和4年10月1日～令和7年9月30日)

3. 路線又は運送の区域

番号	路 線 名	起 点	終 点	運 行 日	地域
1	中野小泉線	松木水野宅前 (畑集会所・下長田)	東 町	月・金 第1.3.5水	成羽
2	中 線	西布寄三叉路	東 町	火・木 第2.4水	成羽
3	宇 治 線	成 羽 バ ス セ ン タ ー	宇 治	月～金	成羽
4	東 別 れ 黒 鳥 線	東 別 れ	長 屋 橋	学校登校日 のみ運行	備中 (教育委員会)
※布賀地区住民で登録した者に限る。(スクールバスの混乗)					

注) 1～3は市有バスを備北バスへ運転委託している路線

4は市有ワゴンを備北タクシーへ運転委託している路線

4. 料金

区分	バスの乗車1回の使用料
1歳未満の者	無料
1歳以上13歳未満の者	150円
その他の者	300円

5. 自家用有償旅客運送自動車保有状況

地域	成羽地域	備中地域 (高梁市教育委員会)	合計
台数	2	1	3台

路線図

【成羽地域】（生活福祉バス）



【備中地域（高梁市教育委員会）】（スクールバス混乗）



利用者状況（R元年度-R6年度）

【単位：人】

	路線	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
成羽	中野小泉線	523	398	413	587	468	475
	中線	899	690	604	730	754	604
	宇治線	992	900	1,286	1,083	1,772	2,614
	成羽計	2,414	1,988	2,303	2,400	2,994	3,693
備中	黒鳥・布賀線 (R3.10 廃止)	72	47	23	—	—	—
	東別れ黒鳥線				19	12	13
	西山・田原線 (R3.10 廃止)	332	158	147	—	—	—
	備中計	404	205	170	19	12	13
合計		2,473	2,193	2,473	2,419	3,006	3,706

自家用有償旅客運送者登録証

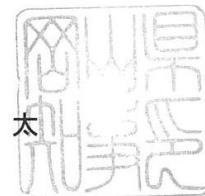
道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の3の規定に基づき、次のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号
中岡市交第6号
- 2 登録の有効期間
令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
- 3 名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 高梁市
住 所 岡山県高梁市松原通2043番地
代表者の氏名 高梁市長 石田 芳生
- 4 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
- 5 路線又は運送の区域
別紙のとおり
- 6 運送しようとする旅客の範囲
市内に在住する住民及びその親族、その他、日常の用務を有する者。ただし、備中町布賀1874番地1を起点とする路線は、布賀地区住民で登録した者に限る。

令和6年12月4日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



別 紙

1	起 点	岡山県高梁市成羽町中野 4430 番地 5
	終 点	岡山県高梁市成羽町下原 254 番地
2	起 点	岡山県高梁市成羽町布寄 1264 番地
	終 点	岡山県高梁市成羽町下原 254 番地
3	起 点	岡山県高梁市宇治町穴田 3383 番地 2
	終 点	岡山県高梁市宇治町宇治 1743 番地 3
4	起 点	岡山県高梁市備中町布賀 1874 番地 1
	終 点	岡山県高梁市備中町長屋 108 番地 1

(目的)
高齢者及び身体障害者等の外出及び社会参加を容易にするための移送サービス事業を行うことにより福祉の向上を図る。

(公共交通会議での合意)
自家用有償旅客運送の有効期間の更新登録を行う場合には、公共交通会議において次の事項の合意を得る必要がある。
①引き続き区域における自家用有償旅客運送(福祉有償運送)が必要であること。
②旅客から収受する対価

(福祉移送サービス概要)
1. 運送主体(名称、住所、代表者の氏名)
名 称 :高梁市
住 所 :高梁市松原通2043番地
代表者の氏名 :高梁市長 石田 芳生

2. 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送

3. 運送の区域
高梁市

4. 利用対象者
市内に住所を有し、居住する者で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められかつ単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方で次の各号のいずれかに該当する者
・高齢者世帯に属する世帯の者で年齢が75歳以上のものであって、毎年の4月1日を基準として前々年分の所得税が課せられていない世帯に属する者
・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者
・介護保険法に規定する要支援及び要介護認定を受けている者
・人工透析医療を受けている者
・上記のほか、市長が特に認めた者
(難病、末期がん、白血病、肝炎の医療を受けている方)

5. 事業委託
福祉移送サービス事業は、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会に委託して実施する。

6. 利用料
年 会 費 :2,000円(令和7年度分まで1,000円)
利 用 料 利用時間15分を1単位とし、1単位250円とする。(最初の15分までを1単位とし、それ以降は1分以上15分までを次の1単位とする。)
人工透析者については、乗り合いとし、週3回を限度とし利用料は別に定める。

7. 自家用旅客運送自動車の数

寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	合計
0	7	0	8	6	21
(0)	(4)	(0)	(4)	(3)	(11)

※下段()内は軽自動車の数で内数とする。
※台数は令和7年4月15日現在

別表

人工透析患者用料金表

区 域	区 分	1回当りの利用料 (R7.10.1～)
高 梁 地 域	本庁区域(大久保、玉坂、山の上、檜井を除く。) 津川、玉川、落合地域市民センター(福地・原田を除く。)区域	1,000 円
	本庁区域のうち大久保、玉坂、山の上、檜井 川面、巨瀬、松原、高倉、落合地域市民センター(福地・原田)区域	1,500 円
	中井、宇治地域市民センター区域	1,750 円
有 漢 地 域	全域	1,500 円
成 羽 地 域	下原、成羽、日名、佐々木、小泉	1,500 円
	吹屋、中野、布寄、坂本	1,750 円
川 上 地 域	地頭、領家	1,750 円
	七地、三沢、仁賀、上大竹、下大竹、高山市、高山	2,000 円
備 中 地 域	布瀬、黒鳥、田原	1,750 円
	布賀、長谷、平川、湯野、西山	2,000 円

福祉移送サービス説明資料

高梁市 健康福祉部 福祉課

福祉移送サービス実績
《年度別合計》

		R4年度	R5年度	R6年度
移送車輛		20	20	20
運転ボランティア		71	71	67
会員数		421	419	398
移送利用計		4,722	4,879	4,069
〈内訳〉	一般移送(延人数)	1,429	1,448	1,448
	透析移送(延人数)	3,207	3,387	2,573
	難病移送(延人数)	86	44	48
利用料収入		7,611,750	7,969,500	6,666,500
市委託料		32,794,721	32,634,492	36,246,850

《年度別地区別内訳》

【令和4年度】

		高梁	有漢	成羽	川上	備中	計
移送車輛		7	3	3	3	4	20
運転ボランティア		20	6	11	14	20	71
会員数		161	64	61	70	65	421
移送利用計		1,990	396	762	736	838	4,722
〈内訳〉	一般移送(延人数)	518	345	135	250	181	1,429
	透析移送(延人数)	1,460	51	627	460	609	3,207
	難病移送(延人数)	12	0	0	26	48	86
利用料収入		2,833,500	776,250	1,111,750	1,399,500	1,490,750	7,611,750
市委託料		32,794,721					

【令和5年度】

		高梁	有漢	成羽	川上	備中	計
移送車輛		6	3	3	4	4	20
運転ボランティア		23	6	10	14	18	71
会員数		159	67	63	68	62	419
移送利用計		1,708	529	869	877	918	4,901
〈内訳〉	一般移送(延人数)	542	330	165	267	144	1,448
	透析移送(延人数)	1,142	199	692	602	752	3,387
	難病移送(延人数)	24	0	12	8	22	66
利用料収入		2,639,750	950,250	1,277,750	1,650,500	1,451,250	7,969,500
市委託料		32,634,492					

【令和6年度】

		高梁	有漢	成羽	川上	備中	計
移送車輛		6	3	3	4	4	20
運転ボランティア		22	6	9	13	17	67
会員数		150	64	65	64	55	398
移送利用計		1,432	515	695	683	619	3,944
〈内訳〉	一般移送(延人数)	566	286	144	200	127	1,323
	透析移送(延人数)	858	229	540	482	464	2,573
	難病移送(延人数)	8	0	11	1	28	48
利用料収入		2,347,750	944,250	1,008,500	1,270,000	1,096,000	6,666,500
市委託料		36,246,850					

①どのような方が利用できますか？

高梁市福祉移送サービス事業が利用できる方は、市内に住所を有し、現に居住されている方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーやその他の公共交通機関を利用することが困難な方であって、次のいずれかに該当される方です。

- ① 高齢者世帯に属する世帯の方で年齢が75歳以上であって、毎年4月1日を基準日として前々年分の所得税が課せられていない世帯に属する方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者
- ③ 介護保険法に規定する要支援及び要介護認定を受けている方
- ④ 人工透析医療を受けている方
- ⑤ 難病、末期がん、白血病、肝炎の医療を受けている方



②利用回数は決まっているの？

利用回数は、年間**24回**以内です。

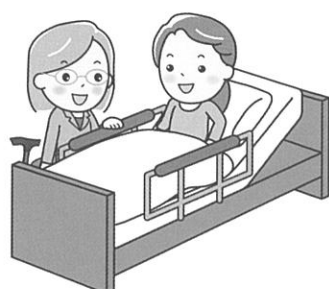
※人工透析医療を受けている方及び難病等の医療を受けている方で医師の意見書を有する方は、医師が認める必要に応じた回数を限度とします。ただし、人工透析医療を受けている方は、乗り合いを原則とし週3回の利用となります。

③どんな時に利用できますか？

高梁市福祉移送サービス事業は、次の目的に利用することができます。



通院



入院中の方のお見舞い



施設へ入居中の家族との交流



公的機関での諸手続き



冠婚葬祭・法要・墓参り



身体障害者更生相談・補装具の購入



保健・福祉団体を通じての社会参加活動



正月・お盆前の買物

④どこまで行くことができますか？

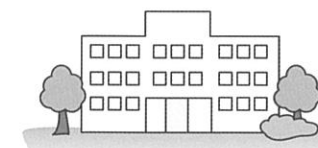
移送の範囲は、高梁市とその周辺です。

高梁市福祉移送サービス事業は、ドア・ツー・ドア(自宅から自宅まで)の個別輸送が原則です。
※個別輸送とは、乗り合わせによらず、一人の利用者を一台の車で輸送することです。

⑤利用料金はどれくらい？

● 走行時間:30分につき **500円**

● 待ち時間:1時間につき **500円**



※支払方法は、現金のほか、口座振替(備北信用金庫、ゆうちょ銀行、JA)の利用もできます。

※駐車料金、高速道路利用料金等は利用される方のご負担となります。

人工透析医療を受けている方の利用料金

地 域	区 域	1回当たり利用料
高 梁	本庁区域(大久保、玉坂、山の上、榑井を除く) 津川、玉川、落合町阿部	750円
	本庁区域(大久保、玉坂、山の上、榑井) 松原、高倉、川面、巨瀬、落合町福地、落合町原田	1,250円
	中井、宇治	1,500円
有 漢	全域	1,250円
成 羽	下原、成羽、日名、佐々木、小泉	1,250円
	吹屋、中野、布寄、坂本	1,500円
川 上	地頭、領家	1,500円
	七地、三沢、仁賀、上大竹、下大竹、高山市、高山	1,750円
備 中	布瀬、黒鳥、田原	1,500円
	布賀、長谷、平川、湯野、西山	1,750円

⑥利用するためにはどうすればいいの？

利用を希望される方は、会員登録が必要となります。

次の手順で手続きを行ってください。



- ① 民生委員、福祉委員、高梁市、高梁市社会福祉協議会等へご相談ください。
- ② 「高梁市福祉移送サービス会」会員登録申込書を高梁市社会福祉協議会へ提出してください。
※審査には時間がかかりますので、利用されるまでに前もって提出してください。
- ③ 登録可能となった場合は、年会費(1,000円)をお支払いいただき、会員証発行後、ご利用可能となります。
※年度途中の入会及び退会による年会費の減額等はありません。
- ④ 介助が必要な方は、介助者の同行をお願いします。
※介助者は、入会時に登録が必要となります。



⑦予約はどうすればいいの？

利用するためには、事前の予約が必要です。

連絡先

高梁市社会福祉協議会(地域福祉課・各支所)へご連絡ください。

予約の受付

利用予定日の2か月前から3日前までの月～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで

※体調不良等により予約を変更・中止する場合は、速やかにお電話してください。

※会員の都合により、連絡がなくキャンセルされた場合については、キャンセル料(1,000円)をお支払いいただきます。

運行時間と休業日

運行時間：午前7時30分～午後5時

休業日：年末年始(12月29日～1月3日)

【人工透析医療を受けている方】

運行時間：午前7時～午後7時

休業日：日曜日



詳しいお問い合わせ先は…

高梁市健康福祉部福祉課

〒716-8501 高梁市松原通2043

☎(0866)21-0265

社会福祉法人

高梁市社会福祉協議会

地域福祉課

〒716-0029 高梁市向町21-3

☎(0866)22-7243

有漢支所

〒716-1321 高梁市有漢町有漢3387

☎(0866)57-3218

成羽支所

〒716-0111 高梁市成羽町下原281-1

☎(0866)42-2005

川上支所

〒716-0201 高梁市川上町地頭2070-1

☎(0866)48-9770

備中支所

〒716-0304 高梁市備中町布賀3513-2

☎(0866)45-3131

お気軽に
お問い合わせ
ください!



福祉移送サービス事業

日頃、身体が不自由なため、
通院等にお困りではありませんか？

ご利用案内

高梁市福祉移送サービス事業は、身体等に障害のある方や高齢のため、バス・タクシー等の利用が困難な方々の外出や社会参加を容易にすることで、福祉の向上を図ることを目的に行っています。



高梁市・高梁市社会福祉協議会

第2版(令和2年4月以降)

福祉移送サービス料金改定のお知らせ

福祉移送サービス事業は、令和7年10月1日から利用料金を改定させていただくことになりました。身体が不自由な方々の外出手段として、福祉の向上を目的に事業開始以降1度も料金改定しておりませんでした。人件費及び物価の上昇に対応しきれない状況にあります。今後は段階的に料金を見直しますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(改定内容)

○利用料金

	現 行	令和7年10月1日から
走行時間	30分につき 500円	15分につき 250円
待ち時間	1時間につき 500円	15分につき 250円

○人工透析医療を受けている方の利用料金

地域	区 域	現 行	令和7年10月1日から
高梁	本庁区域（大久保、玉坂、山の上、櫛井を除く） 津川、玉川、落合町阿部	750円	1,000円
	本庁区域（大久保、玉坂、山の上、櫛井） 松原、高倉、川面、巨瀬、落合町福地、落合町原田	1,250円	1,500円
	中井、宇治	1,500円	1,750円
有漢	全域	1,250円	1,500円
成羽	下原、成羽、日名、佐々木、小泉	1,250円	1,500円
	吹屋、中野、布寄、坂本	1,500円	1,750円
川上	地頭、領家	1,500円	1,750円
	七地、三沢、仁賀、上大竹、下大竹、高山市、高山	1,750円	2,000円
備中	布瀬、黒鳥、田原	1,500円	1,750円
	布賀、長谷、平川、湯野、西山	1,750円	2,000円

○年会費

現 行	令和8年度から
1,000円	2,000円

(お問い合わせ先)

料金改定について



高梁市健康福祉部福祉課

☎ (0866) 21-0265

サービス利用について



社会福祉法人

高梁市社会福祉協議会

地域福祉課

有漢支所

成羽支所

川上支所

備中支所

☎ (0866) 22-7243

☎ (0866) 57-3218

☎ (0866) 42-2005

☎ (0866) 48-9770

☎ (0866) 45-3131

自家用有償旅客運送者登録証

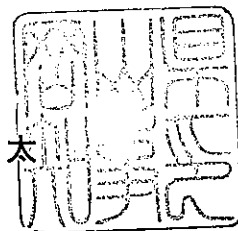
道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の3の規定に基づき、次のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号
中岡市福第1号
- 2 登録の有効期間
令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
- 3 名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 高梁市
住 所 岡山県高梁市松原通2043番地
代表者の氏名 高梁市長 石田 芳生
- 4 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
- 5 運送の区域
高梁市
- 6 旅客の範囲
道路運送法施行規則第49条第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トに該当する者
- 7 登録に付す条件
対象となる旅客は、運送者に会員登録を行った者に限る。また、運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せ知事に報告を行うこと。

令和6年12月16日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太



高梁市地域公共交通計画に基づく今後の予定について

1. 再編計画概要

(1) 目的

- 高梁市地域公共交通計画（P44～P46 抜粋）

基本目標1. 地域とともに育む地域公共交通

事業1-1 乗合タクシーの拡充

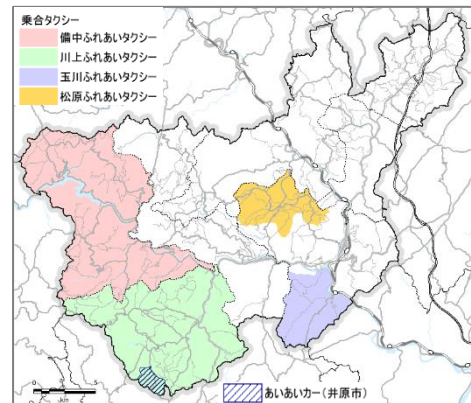
【事業の背景】

- 交通空白地域人口は約 3,100 人で、全人口に占める割合は 10.7% となっており、特に車を持たない高齢者が、日常生活に困らないように駅や主要バス停への交通手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていく必要があります。
- 生活福祉バスは、16 路線のうち 11 路線が週 1 日～2.5 日の曜日運行となっているとともに、1 日 1 往復のみ路線が多く、利用機会のごく限られています。
- 生活福祉バスの 1 人 1 回当たりの運行経費は、タクシー運賃の 2 倍以上となっており、路線定期での生活福祉バスの運行は、限界にきていると言えます。
- 現行の乗合タクシーは、通院利用を想定してやや余裕をもって帰り便時刻を設定しているため、投棄のみの通院や買い物利用では帰り便まで 1 時間程度の待ち時間が生じるため、定時運行による待ち時間の改善が求められています。
- 定時運行により運行経費が路線定期運行と同様に固定化され、利用者の減少により、1 人 1 回あたりの運行経費はタクシーを上回っており、運行効率の改善が必要です。

【事業の内容】

◇運行区域の拡大・見直し

- 乗合タクシーが運行していない地域へ地域の実情に応じて導入を検討していきます。
- 既に導入を行っている備中地域・川上地域においても運用の見直しを検討します。
- 未導入地域においては運行区域を新たに検討します。
- 高梁地域の一部で運行している玉川乗合タクシーと松原乗合タクシーについては、高梁地域のその他の地域への導入に合わせて、再編を行います。
- 運行区域の拡大とともに、効率的かつ迅速な送迎の観点から必要に応じて車両待機場所を確保・整備します。



◇オンデマンド運行の導入

- 定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる（利用できる）オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ります。
- 現行の乗合タクシーについては、タクシー事業者の受託体制その他の諸条件が整った時点で導入を進めます。

◇タクシー車両を活用したタクシーと乗合タクシーの併用運行の検討

- 交通資源の効率的運用の観点からタクシー事業者と調整を図りながら、地域の要望がある場合は、タクシー車両を活用した乗合タクシー（タクシーと乗合タクシーの併用運行）の運用を検討します。
※現行の乗合タクシー（道路運送法 4 条乗合）から同法 78 条事業者協力型自家所有有償運送に変更
- タクシーとの併用運行により、平日の運行日の拡大を検討します。
- タクシーとの併用運行により、乗合タクシー運行委託料を借上げ委託料から実績払い方式（タクシー運賃相当額）へ転換し、タクシー料金を上回る運行経費の低減を図ります。
- タクシーとの併用運行に伴い配車システムを導入し、乗合タクシーの運行状況（車両・日時・利用者名・運賃・委託料等）を電子データとして記録し、事業者、乗務員の負担を軽減するとともに、集計・分析作業等の効率化を図ります。

◇定額運賃から距離制運賃へ変更

- 利用区間により 300 円、500 円、700 円の一律料金から距離制運賃（タクシー料金の 1/2～1/3 程度を想定）への転換など、利用者の負担を再検討します。

◇利便増進実施計画の策定

乗合タクシーの拡充にあたっての詳細な実施については、交通事業者と調整を図りながら詰めるとともに、利便増進実施計画としてまとめます。

◇運行規程等の整備

オンデマンド型乗合タクシーは、利用区間や利用時間帯の制限はありますが、一般のタクシーに近い運行となるため、利用者だけでなく、タクシー事業者、乗務員の誤認も危惧されます。そのため、タクシー事業者間、乗務員間でサービスや対応に差異が生じないように市として運行規程、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等を整備し、周知の徹底を図ります。

◇曜日運行の生活福祉バスを廃止

オンデマンド型乗合タクシーの運行に合わせて、当該地域の曜日運行の生活福祉バスは、原則廃止します。

【期待される効果】

利便性の向上（運行日の拡大、待ち時間の縮小）
交通空白地域の削減
収支率の改善
公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

令和7年度に実施計画を利便増進実施計画としてまとめ、関係者との合意が整った地域から導入していきます。

- 公共交通関連財政支出の抑制（令和5年度約2億9千万円を維持すること）
- 交通空白地域の削減

国土交通省主導により、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」が展開されているが、そのうち下記のとおり「交通空白地域」・「要モニタリング地区」に分類されている。

「交通空白地域」

i) 高梁南部地域…落合町福地地区

ii) 成羽地域…成羽町相坂・長地・小泉・坂本・中野・成羽・羽根・羽山・吹屋・布寄地区

「要モニタリング地区」

iii) 高梁北部地域…高倉町田井・飯部地区

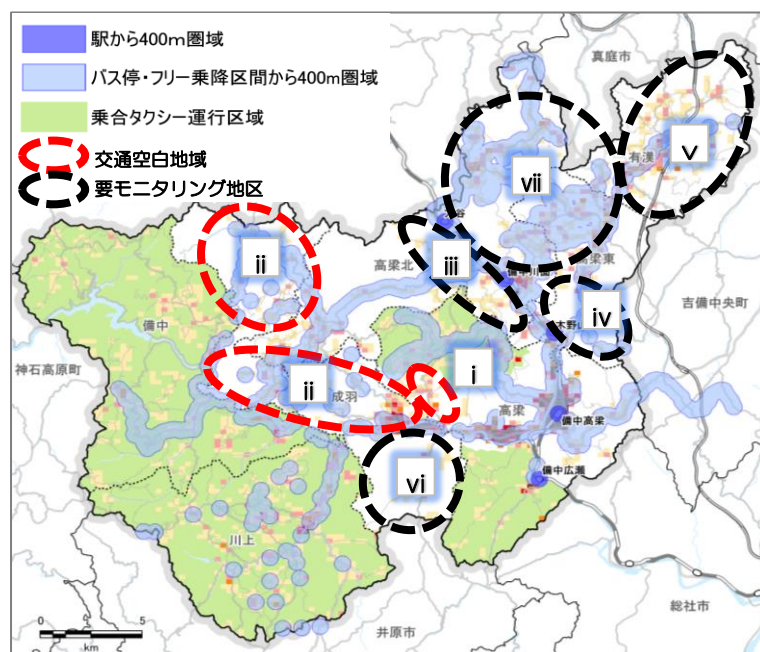
iv) 高梁北部地域…津川町今津・八川地区

v) 有漢地域…有漢町全域

vi) 成羽地域…成羽町日名地区

vii) 高梁北東部地域…川面町・巨瀬町・中井町

※「交通空白地域」対象地区には「交通空白」解消緊急対策事業の補助金が活用できる（R7～R9）ため優先順位を設ける。



- 利便性の向上：定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる（利用できる）オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ることが可能となる。

- 再編計画に係る業務委託について

[高梁市利便増進実施計画策定支援業務委託]

契約日：令和7年5月27日

委託業者：株式会社バイタルリード 代表取締役 森山 昌幸

委託期間：令和7年5月27日～令和8年3月31日

住 所：島根県出雲市荻野町274番地2

※令和7年6月12日（木）に第1回打合せを実施

(2)手法

- 生活福祉バス運行地域において、低利用な生活福祉バス路線（市見直し基準該当路線）を廃止して乗合タクシーを導入するとともに、その他の地域へも乗合タクシーを導入し、交通空白地域を削減する。
- 今後新たに導入する乗合タクシーは、オンデマンド型（ふれあいタクシーのように運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日の運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制）とし、利便性を向上させる。
- オンデマンド型乗合タクシーの運行委託料は、生活福祉バスやふれあいタクシーのように借り上げ方式でなく、実績払い方式とするとともに、運賃は距離制運賃として一般タクシー運賃の 1/3～1/2 とし、収支率を改善する。（財政支出の抑制）

<参考> 予約型乗合タクシー等の状況について

	名称	運行形式	車両	運行費	経費等
井原市	あいあいカー	デマンド型	事業者	出来高払	システム使用料等
新見市	乗合タクシー (6地区)	オンデマ ンド型	市有車 事業者	定額払 (1日単価)	システム（タブレット）使用 料、ガソリン代、車検代等
真庭市	チョイソコ (3地区)	オンデマ ンド型	市有車 (3台)	定額払 (人件費等)	システム使用料等、コールセ ンター費、通信費等

- 補助金の活用（別紙参照）

①「交通空白」解消緊急対策事業（R7～R9）…初期の設備投資及び実証運行に係る費用

<条 件>「交通空白」と認める地域で実施することが要件

<補助率> 500 万円まで定額、500 万円を超える部分は 2/3（上限 1 億円）

②地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）…本格運行に係る費用

<条 件>・市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されている

・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること

・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること

・経常赤字であること

<補助率> 1/2 以内

2. 再編予定

生活福祉バス運行地域及び乗合タクシー未導入地域から順次再編

▼再編スケジュール

交通再編スケジュール

	対 象 地 域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1期	成 羽																
第2期	川 上																
第3期	高梁北東部																
第4期	有 漢																
第5期	高 梁 北 部																
第6期	高 梁 南 部																
第7期	備 中																

再編実施計画策定

利便増進計画策定・更新

実証運行準備

事前準備・説明等

本格運行

<備考>

- ・高梁北東部…川面町、巨瀬町、中井町
- ・高梁北部…高倉町田井・飯部、（宇治町*成羽地域と同時に検討）等
- ・高梁南部…松原町、玉川町、津川町、落合町福地等
- ・第4期以降の再編については学校再編や事業者等との調整、また地域の要望や状況に応じて令和8年度に再設定を行う。

3. 令和6年度の運行・利用・収支状況について

(1) 生活福祉バス

地域	路線	運行日	利用者数		運行経費		運賃収入	収支率	収支率 (地域別)
			年間	1便あたり	年間	利用者1人あたり (運賃収入込)			
成羽	中野小泉線	月・金・水(奇)	475人	1.3人	2,665,394円	5,323円	136,746円	5.1%	
	中線	火・木・水(偶)	604人	0.5人	2,385,528円	3,662円	173,883円	7.3%	
	宇治線	月～金	2,614人	3.6人	2,635,951円	721円	752,534円	28.5%	
	吹屋線	月・水	171人	0.6人	4,259,200円	24,620円	49,228円	1.2%	
	計		3,864人		11,946,072円	2,804円	1,112,391円	9.3%	
川上	正寺線	毎日	495人	0.3人	3,432,077円	6,628円	151,192円	4.4%	
	光松線	毎日	88人	0.1人	3,885,370円	43,846円	26,879円	0.7%	
	高山市線	毎日	404人	0.3人	4,597,688円	11,075円	123,397円	2.7%	
	七地線	毎日	174人	0.1人	5,666,165円	32,259円	53,146円	0.9%	
	計		1,161人		17,581,300円	14,838円	354,614円	2.0%	
高梁北東部	巨瀬北部線	月	112人	1.1人	1,064,588円	8,895円	68,341円	6.4%	
	巨瀬中部線	火	220人	2.2人	1,172,489円	4,719円	134,241円	11.4%	7.0%
	巨瀬南部線	水	34人	0.3人	948,689円	27,292円	20,746円	2.2%	
	川面線②	金	309人	3.0人	1,420,289円	3,986円	188,546円	13.3%	12.2%
	川面線①	火	255人	2.5人	1,403,689円	4,894円	155,597円	11.1%	
	中井180号線	水	198人	1.9人	1,440,389円	6,665円	120,817円	8.4%	
	上野線	金	55人	0.5人	1,341,389円	23,779円	33,560円	2.5%	3.9%
	中井313号線	月	45人	0.4人	1,240,389円	26,954円	27,458円	2.2%	
	山際線	木	39人	0.4人	1,299,189円	32,702円	23,797円	1.8%	
	計		1,267人		11,331,100円	8,333円	773,103円	6.8%	6.8%

※運賃収入は路線ごとではわからないため、利用者数の割合により収支率を算出している。

※地域によって収支率に大きな差異がみられる

- ・特に「宇治線」は宇治高校の通学バスとして利用されており、生徒の利用により大きく利用者が変動する。
- ・川上地域の生活福祉バスはスクールバス混乗であるが、一般利用が少なく令和9年4月の川上中学校統合時には廃止を予定するが、スクールバスへは無償混乗ができるよう地域住民に配慮する。(教育委員会協議済)

(2) タクシー利用助成事業

地 区	登録者数			交付枚数	利用枚数	利用率
	男性	女性	計			
高倉町飯部	4	5	9	510	400	78.4%
高倉町田井	8	24	32	2,040	1,598	78.3%
落合町福地	5	27	32	2,166	1,431	66.1%
成羽町下日名	5	17	22	1,362	943	69.2%
成羽町上日名	2	12	14	810	580	71.6%
計	24	85	109	6,888	4,952	71.9%

※事業の目的：免許を持たない高齢者等の交通弱者が、タクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び経済的負担を軽減する。

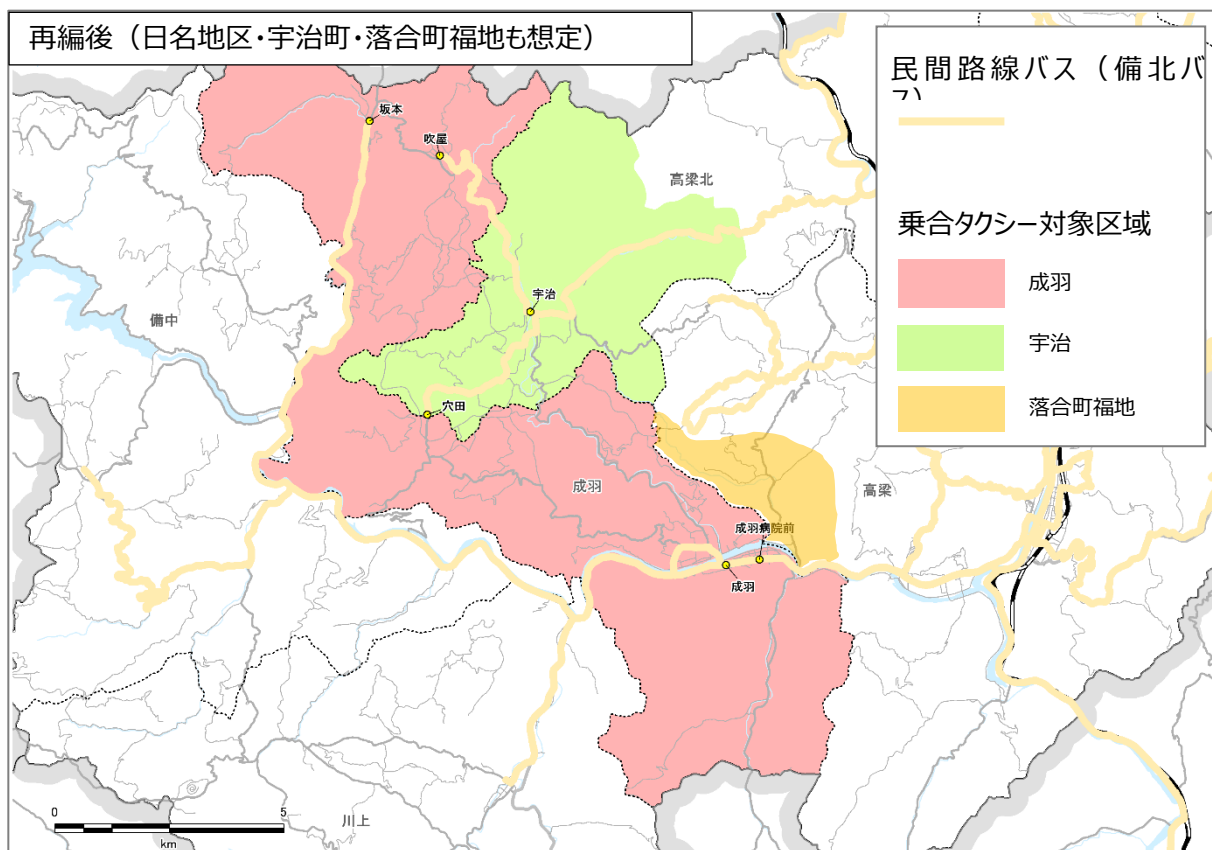
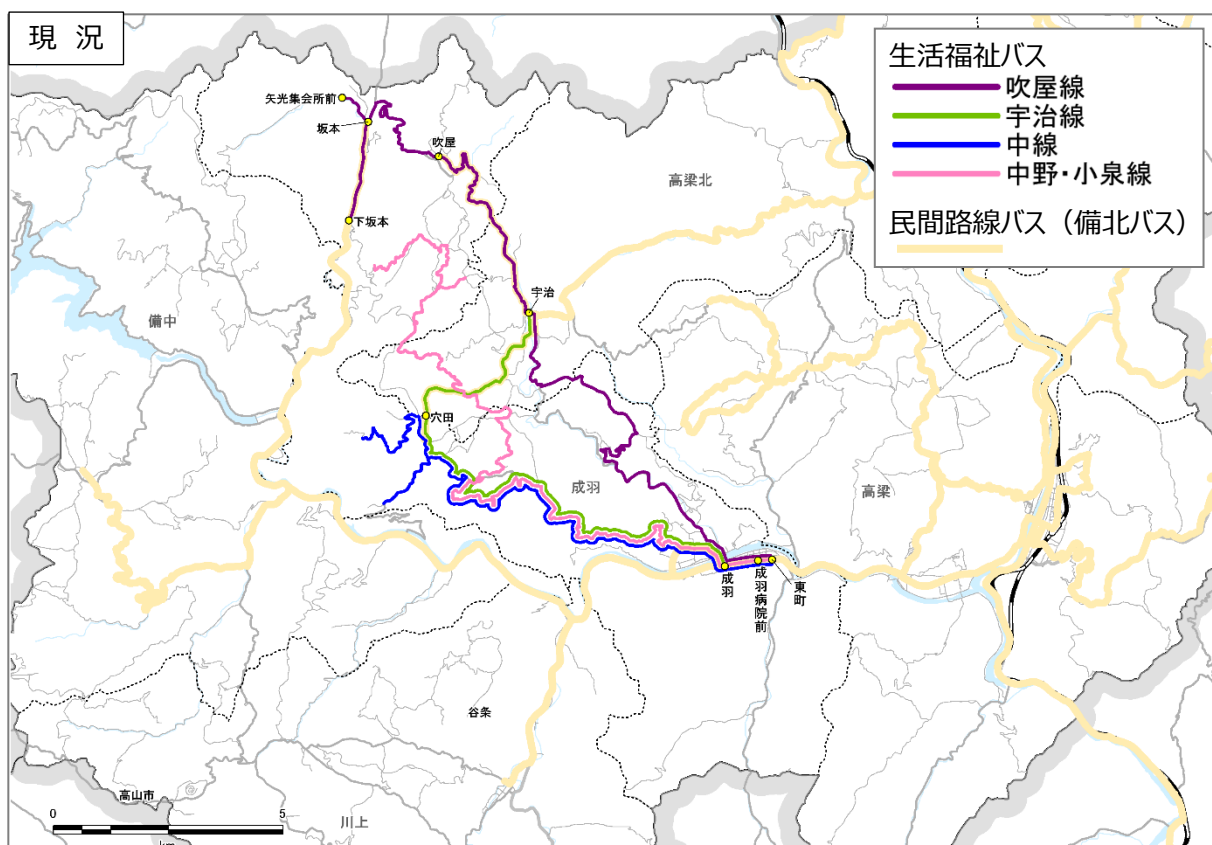
※対象地域：高倉町田井、高倉町飯部、落合町福地、成羽町下日名、成羽町上日名（交通空白地）
対象地域に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 運転免許を保有していない者
- (2) 岡山県警察から運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けている者

※助成金額：助成券は1月あたり3,000円とし、最大36,000円を交付する。

4. 交通再編イメージ

(1) 成羽地域



<再編内容>

- 1) 成羽町相坂・長地・小泉・坂本・中野・成羽・羽根・羽山・吹屋・布寄地区…「交通空白地域」であるため「交通空白」解消緊急対策事業の活用した乗合タクシーの導入を予定（落合町福地も想定）
- 2) 「要モニタリング地区」である成羽町日名地区においても導入を予定するか検討を行う。
- 3) 宇治高校の生徒についても乗合タクシーで通学が可能か検討を行う。
- 4) 本格運行に移行した場合、地域内フィーダー系統補助の活用を予定する。

<スケジュール>

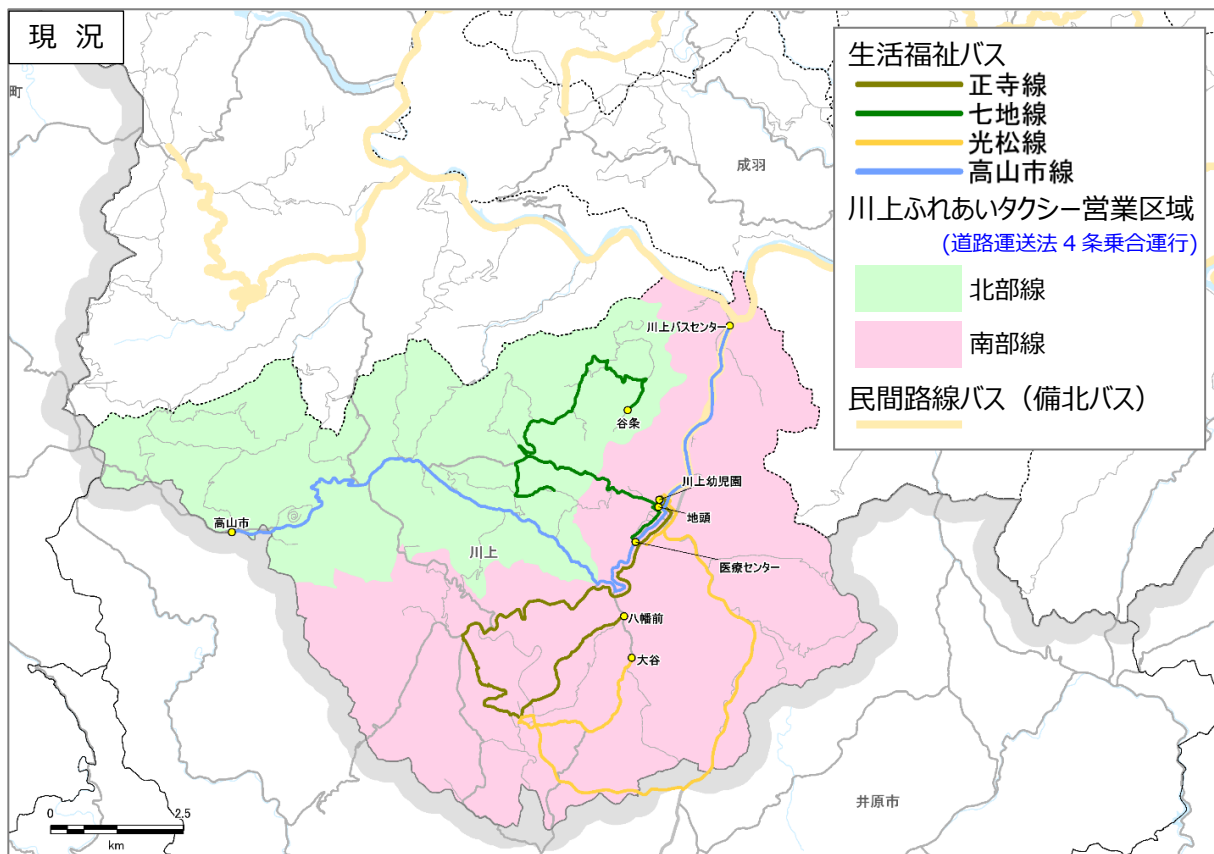
	対 象 地 域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第1期	成 羽																

時期	内容
令和7年8～9月頃	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和7年10月頃まで	・新たな乗合タクシー導入に係る予算計上
令和7年12月頃まで	・再編実施計画策定
令和8年1～2月頃	・公共交通会議
令和8年1～3月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明） ・成羽町日名地区及び落合町福地地区において導入可否の調査
令和8年3月頃	・利便増進計画策定
令和8年3～4月頃	・「交通空白」解消緊急対策事業の申請
令和8年4月より	・成羽地域生活福祉バス（4月～3月）の運行（最終年度） ・宇治高校通学性の実態調査
令和8年5月頃	・「交通空白」解消緊急対策事業の交付決定
令和8年6月頃	・令和9年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和8年6～8月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和9年1月より	・新たな乗合タクシーの実証運行開始（目安半年）
令和9年6月頃	・令和10年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和9年10月より	・令和10年度地域内フィーダー系統補助対象

<懸案事項>

- 1) 生活福祉バス（吹屋線・中野小泉線）の走行している宇治地域はエリアに含めていくか要検討。
- 2) 成羽地域の生活福祉バスは令和9年3月をもって廃止とするが、宇治線は宇治高校の生徒の利用が主であり、再編を予定する場合は運賃等の別途協議が必要。
- 3) 落合町福地地区は「交通空白地域」、成羽町日名地区は「要モニタリング地区」であり、「タクシー利用助成事業」の対象地域（P5 参照）でもあるため、住民の意見（アンケート等）を踏まえ、乗合タクシーの導入の可否が必要。

(2) 川上地域



<再編内容>

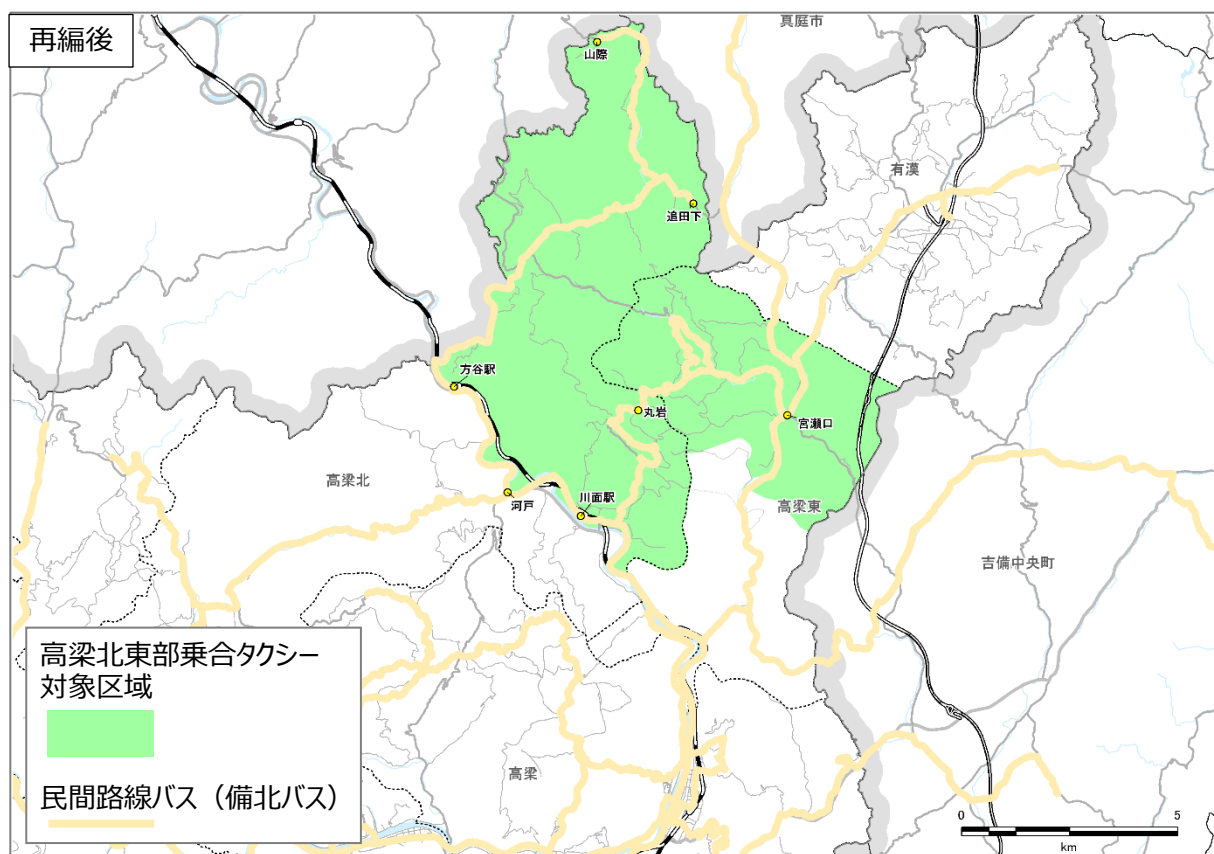
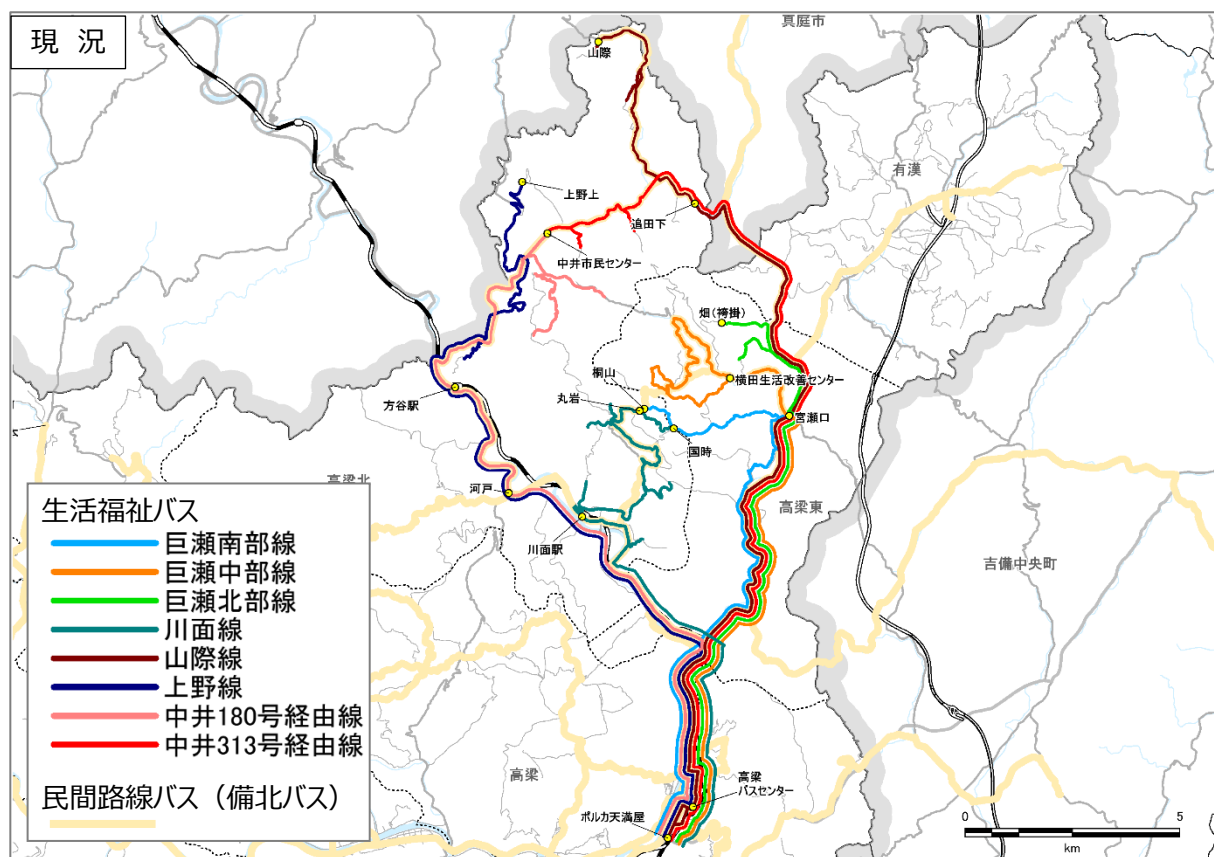
- 1) 令和9年4月より川上中学校が成羽中学校へ統合されるため、現在利用の少ない生活福祉バスは基本的に廃止とする。
- 2) ただし、地域住民の利便性確保のため「川上ふれあいタクシー」の増便及び、スクールバスの混乗（事前登録制で無償）を予定する。

<スケジュール>

	対 象 地 域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第2期	川 上																

時期	内容
令和7年7～8月頃	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和7年7～8月頃まで	・川上診療所への説明
令和7年7～8月頃	・川上中学校第2回再編準備委員会において通学手段の説明（協働定住課同席）
令和7年9～12月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明）
令和8年度中に	・再編実施計画策定、利便増進計画策定または修正
令和8年10月頃まで	・乗合タクシー増便に係る予算計上
令和9年1～2月頃	・公共交通会議
令和9年1～2月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和9年4月より	・川上ふれあいタクシー増便、スクールバス混乗開始

(3) 高梁北東部地域



<再編内容>

- 1) 令和10年4月より高梁北中学校が有漢義務教育学校等へ統合されるため、現在利用の少ない生活福祉バスは基本的に廃止とする。
- 2) 高梁北中学校へ通学する中井地域・巨瀬地域・川面地域の4路線バス（山際線・方谷線・八石線・丸岩線）の再編が必要となる。（高倉地域の児童生徒の登下校の考慮も）
- 3) ただし、地域住民の利便性確保のため新たな乗合タクシーの導入を予定する。

<スケジュール>

	対 象 地 域	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第3期	高梁北東部																

時期	内容
令和8年度中に	・運行事業者への説明（バス事業者・タクシー事業者）
令和9年1～3月頃	・地域への説明会（生活福祉バス廃止の説明）
令和9年度前期頃に	・再編実施計画策定、利便増進計画策定
令和9年10月頃まで	・新たな乗合タクシー導入に係る予算計上
令和10年1～2月頃	・公共交通会議
令和10年1～3月頃	・地域への説明会（乗合タクシー利用の説明）
令和10年4月より	・新たな乗合タクシー（4月～9月）の実証運行
令和10年6月頃	・令和11年度地域内フィーダー系統補助にかかる地域公共交通計画の認定申請
令和10年10月より	・新たな乗合タクシーの本格運行開始 ・令和11年度地域内フィーダー系統補助対象

<懸案事項>

- 1) 当該地域は「要モニタリング地区」であるが、生活福祉バスの廃止や路線バスの再編を行うことで「交通空白地域」へ移行できるか運輸支局と協議が必要となる。
- 2) 令和10年度において「交通空白」解消緊急対策事業の補助金が継続されているか。

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）

「交通空白」解消緊急対策事業

【担当部署】
・総合政策局（地域交通課）
・物流・自動車局（旅客課）

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

補助対象事業者

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会 ※

補助対象経費

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等）
- ②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用等）
- ③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等）



【事業イメージ例】 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- 公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション等
- 実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- 実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集等
- 実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証等
- 本格運行に向けた住民説明会



▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

補助率

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限り）

※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①については定額の引き上げ（上限2,000万円）

※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2

問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課等（別紙参照）

公募期間

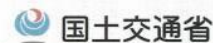
令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安】 令和7年4月中（予定）（先着順）

※応募にあたっては、自治体が「交通空白」と認める地域で実施することが要件となります。
※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

※既存路線の廃止・減便等による代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の必要性が高いものに限り、先んじて採択を行う場合がある

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

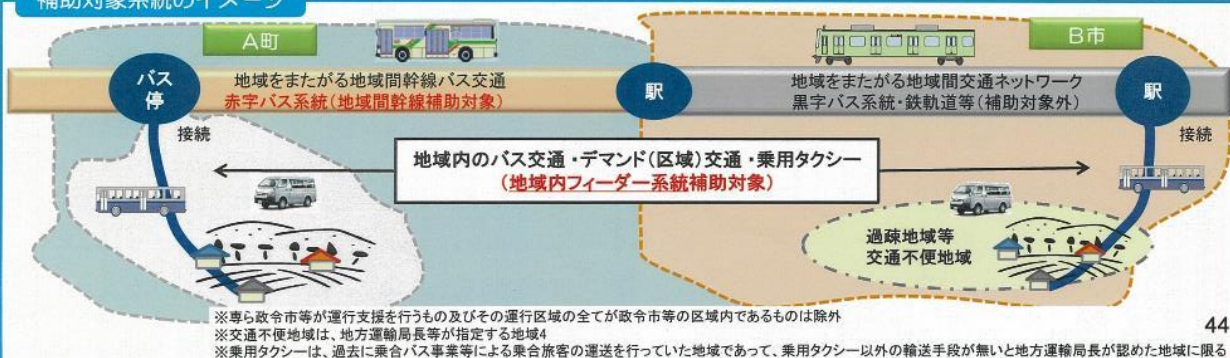


- 補助率
1/2以内

○主な補助要件

- ・市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家所有有償旅客運送者による運行であること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
- ・経常赤字であること

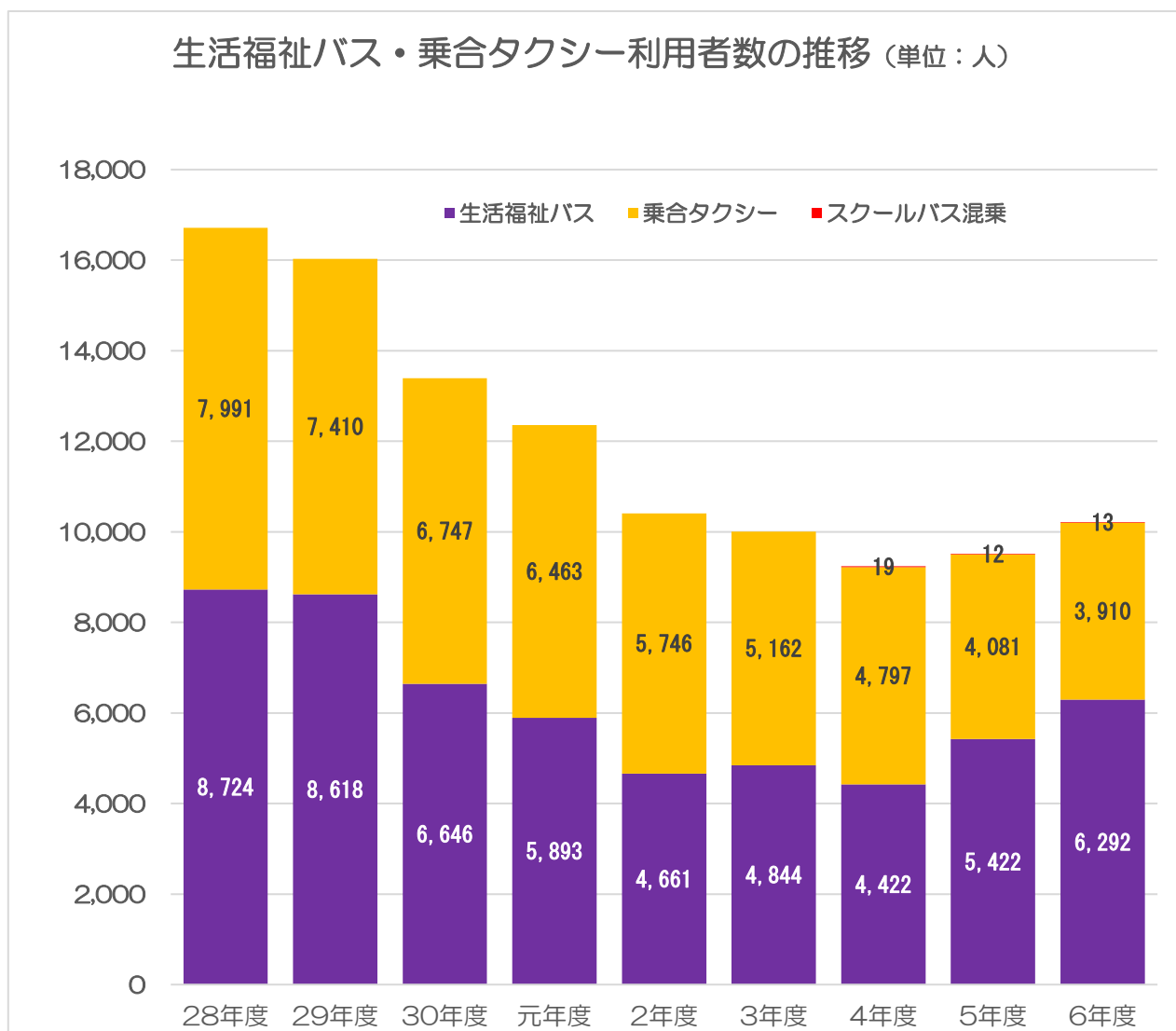
補助対象系統のイメージ



令和6年度 生活福祉バス・乗合タクシー利用者数の推移

1. 市全体

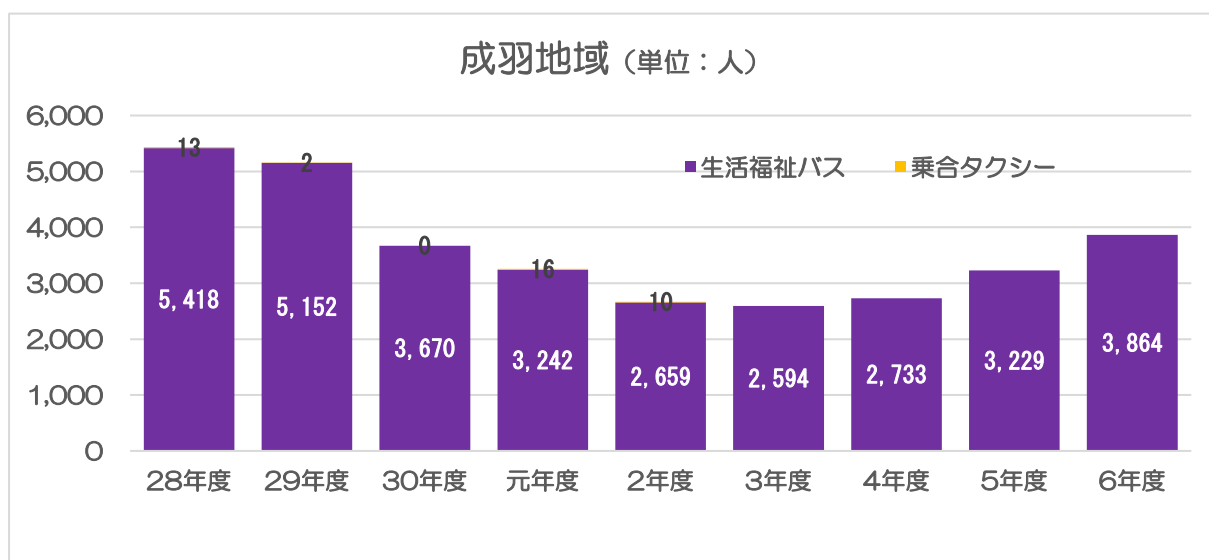
令和6年度の生活福祉バス・乗合タクシーの延べ利用者数は、生活福祉バスが6,292人（前年度比870人増、約16%増）、乗合タクシーが3,910人（前年度比171人減、約4%減）となった。これにより、生活福祉バス・乗合タクシーを合わせた利用者数は10,202人（前年度比699人増、約7.4%増）となり、2年連続で増加に転じている。生活福祉バスの利用者数が大きく増加した要因としては、宇治高校の通学需要の増加が利用者数の押し上げにつながっている。なお、備中地域の生活福祉バス「東別れ・黒鳥線」については、スクールバスとの混乗体制を継続しており、令和6年度の利用者数は13人であった。



2. 地域別

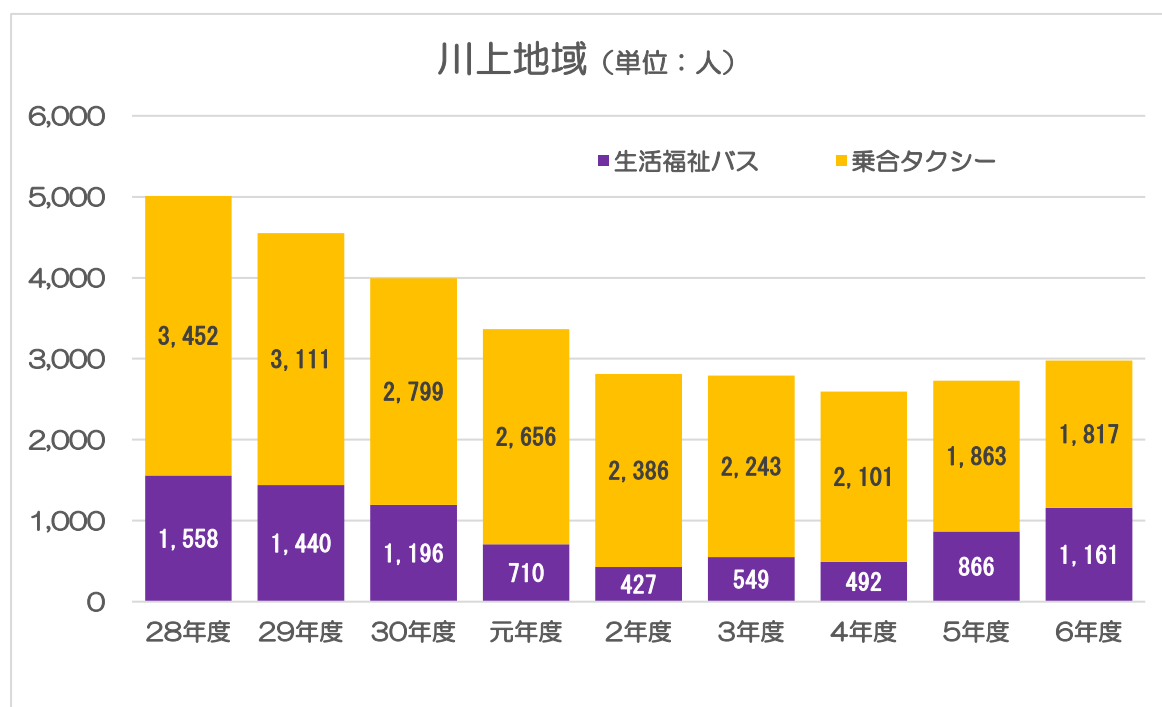
＜成羽地域＞

生活福祉バスの令和6年度延べ利用者数は3,864人で、前年度から635人（前年度比約19.7%増）増加した。特に宇治線が前年度比842人増と大幅に伸びており、宇治高校通学者の利用などが影響しているとみられる。一方で中線は150人減少し、吹屋線も64人減と前年を下回った。中野小泉線はわずかに7人の増加にとどまり、路線によって利用傾向に差が見られる。



＜川上地域＞

生活福祉バス・乗合タクシーの令和6年度延べ利用者数は2,978人で前年度から249人（前年度比約9.1%増）増加した。生活福祉バス4路線とも50人～120人増加しており、コロナ禍前の利用者となっている。乗合タクシーは238人減少しており約12%減となっている。

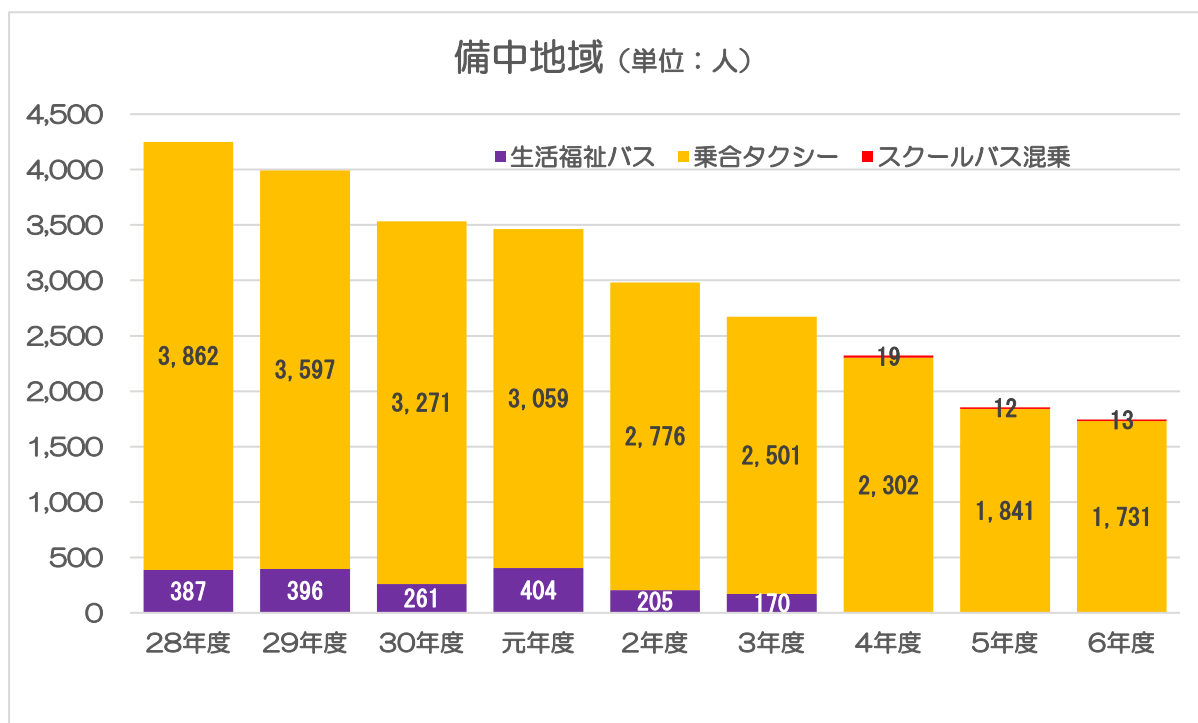


<備中地域>

乗合タクシーの令和6年度延べ利用者数は1,731人で、前年度から110人（前年度比約6%減）減少しており、喫緊でも最大の減少割合となっている。

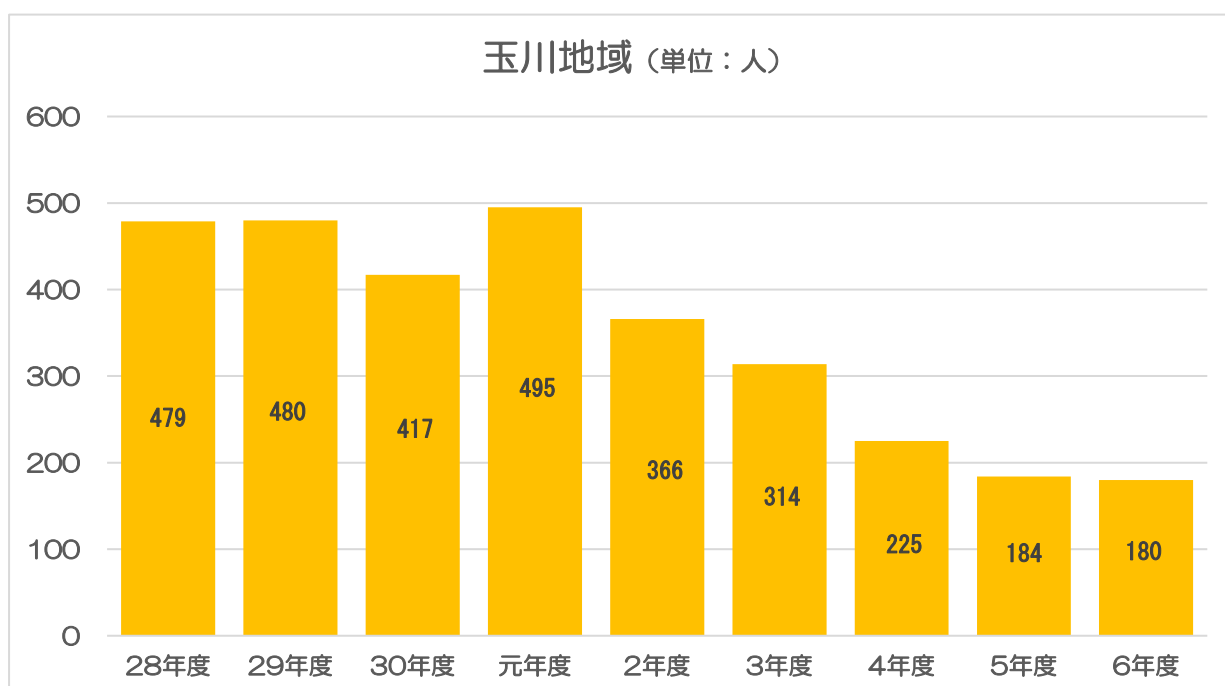
※生活福祉バス 「黒鳥・布賀線」・「西山・田原線」 令和3年9月末～休止

※スクールバス混乗（自家用有償運送）の「東別れ・黒鳥線」は13人の利用でした。



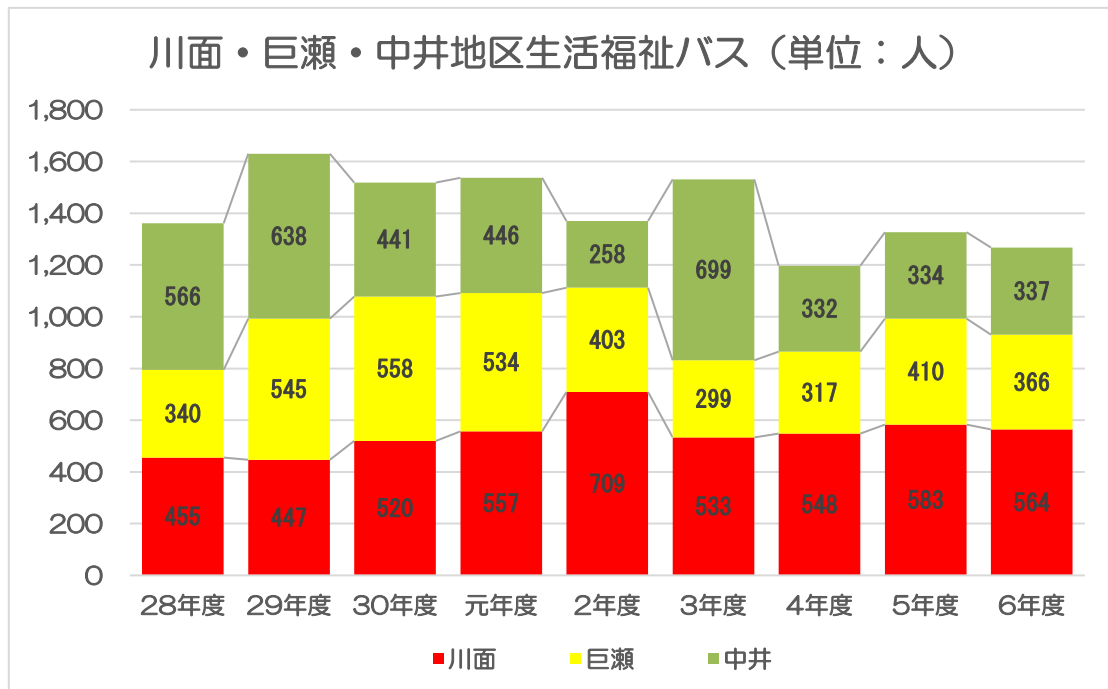
<玉川地域>

乗合タクシーの令和6年度延べ利用者数は180人で、前年度から4人（前年度比約2.2%減）と減少している。



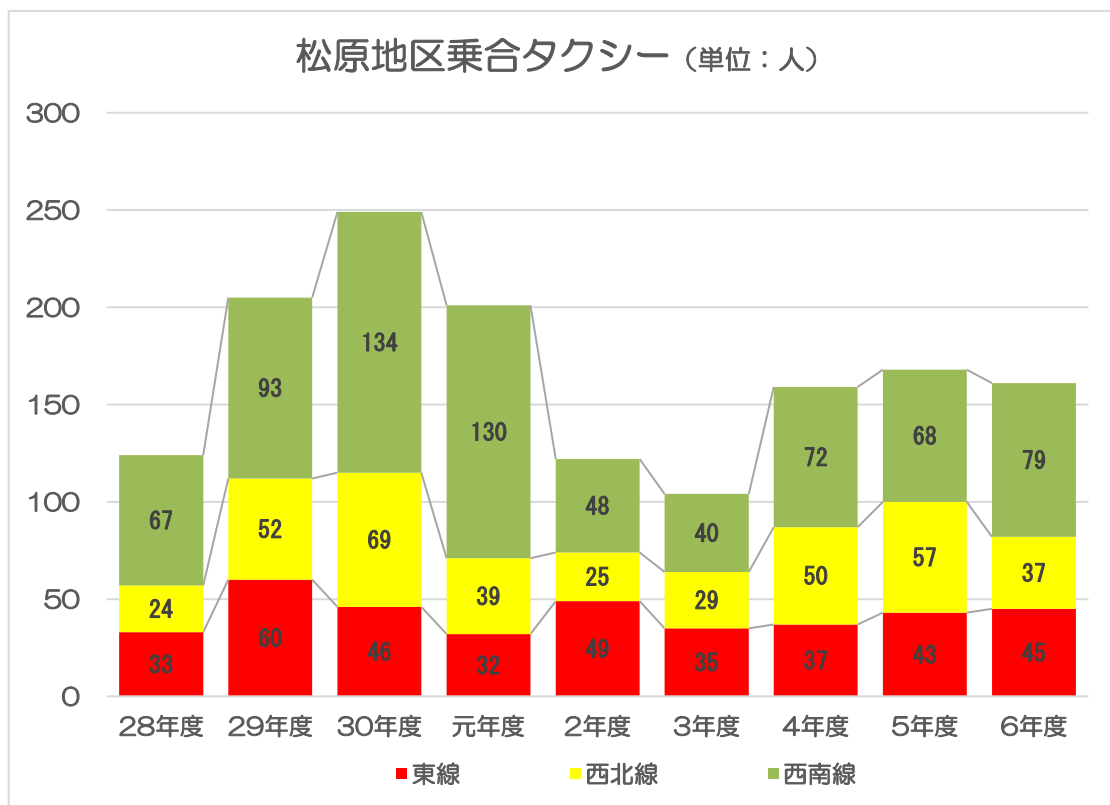
<川面・巨瀬・中井地区>

令和6年度延べ利用者数は 1,267 人で、前年度から 60 人（前年度比約 4.5%減）減少している。



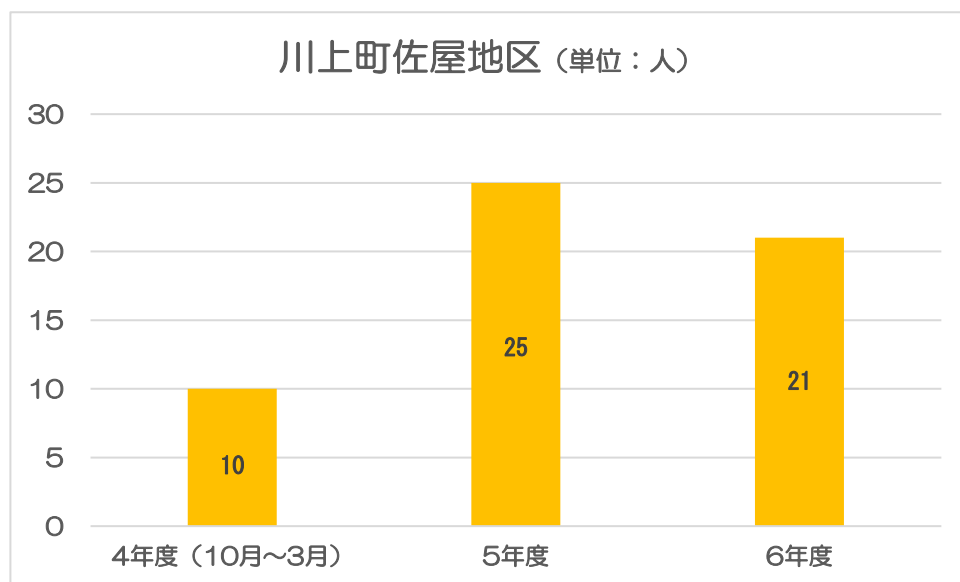
<松原地区>

乗合タクシーの令和6年度の延べ利用者数は161人で、前年度から7人（前年度比約4.2%減）とわずかに減少した。令和4年度以降は横ばい傾向にあるが、依然としてコロナ禍前の水準（令和元年度以前）には達していない。



<川上町佐屋地区>

令和4年10月より川上町佐屋地区住民が井原市の「あいあいカー」（乗合タクシー）を利用できるようにした。行先は芳井町および井原市の中心地までで一日約9往復利用可能となっている。佐屋地区住民34人が利用登録しているが、定期的に利用しているのは約1名である。



4. 令和6年度事業費

<4条路線バス> （単位：千円）

地方バス路線維持補助金	169,658
-------------	---------

<生活福祉バス> 下段（ ）はR5の額

（単位：千円）

	委託料 (運行)	委託料 (運転)	市所有 バスの 維持経 費	左記合計 ①	運賃 収入 ②	合計 ①-②	利用 者数	一人あ たりの 経費	同左 (R5)
高梁	11,331			11,331	774 (862)	10,557	1,267	8.3	8.2
成羽	4,259	3,767	3,920	11,946	1,112 (971)	10,834	3,864	2.8	3.2
川上	17,582			17,582	355 (274)	17,227	1,161	14.8	20.6
合計	33,172	3,767	3,920	40,859 (40,895)	2,241 (2,107)	38,618 (38,788)	6,292 (5,422)	6.1	7.2

※委託料(運行)…運行事業者のバスを利用し、路線管理まですべてを委託

※委託料(運転)…市所有のバスを委託業者が運転、修繕・燃料代は市の予算にて対応

※川上地域の生活福祉バスはスクールバスとの混乗であり、利用者一人あたり経費の中に児童等も含まれています

＜乗合タクシー＞

(単位：千円)

	委託料	補助金	利用者数	利用者一人 あたり経費	同左 (R5)	備考
川上	8,755		1,817	4.8	4.5	
備中	14,999		1,731	8.7	7.7	
玉川	1,219		180	6.8	6.0	
松原	663		161	4.1	3.4	
川上佐屋	111		21	5.3	4.4	
合計	25,747		3,910	6.6	6.0	

5. 過去の事業費から見る利用者一人あたりの経費の推移

(単位：千円)

	生活福祉バス	乗合タクシー	利用者数計	利用者一人あたりの経費
令和6年度	38,618	25,747	10,202	6.3
令和5年度	38,788	24,467	9,503	6.7
令和4年度	39,580	23,459	9,219	6.9
令和3年度	41,906	21,608	10,006	6.4
令和2年度	49,500	22,246	10,407	6.9
令和元年度	45,498	22,055	12,356	5.5
平成30年度	43,006	20,963	13,393	4.8
平成29年度	40,390	20,280	16,028	3.8

高梁市タクシー利用助成制度 (実証事業) 利用状況について

1、制度の現状

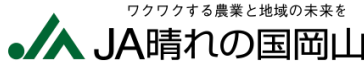
- ・実証期間 令和2年12月1日から当面の間
- ・対象者 高梁市に住民票を持ち現に居住する65歳以上の方で、運転免許（原動機付自転車免許を含む）を保有していない方
- ・対象地域 高倉町飯部・田井／落合町福地／成羽町下日名・上日名
- ・助成内容 申請者に利用者証（顔写真入り）を発行、1人当たり年間36,000円分のタクシー利用助成券を支給（500円×72枚）
※1か月あたり3,000円（500円×6枚）を基準とする。

2、現在の利用状況（令和6年度末）

地 区 / 65 歳以上人口		登録者数 / 交付枚数		利用者数 / 枚数 / 券使用割合		
高倉町飯部地区	102 人	9 人	456 枚 (255,000 円)	6 人	400 枚 (200,000 円)	78.4%
// 田井地区	188 人	32 人	2,040 枚 (1,020,000 円)	27 人	1,598 枚 (799,000 円)	78.3%
落合町福地地区	161 人	32 人	2,166 枚 (1,083,000 円)	27 人	1,431 枚 (715,500 円)	66.1%
成羽町下日名地区	110 人	22 人	1,362 枚 (681,000 円)	16 人	943 枚 (471,500 円)	69.2%
// 上日名地区	57 人	14 人	810 枚 (405,000 円)	9 人	580 枚 (290,000 円)	71.6%
計	618 人	109 人	6,888 枚 (3,444,000 円)	85 人	4,952 枚 (2,476,000 円)	72.7%

※対象地区 65 歳以上人口のうち登録者の割合 17.6%

※65 歳以上人口に運転免許非保有率 44%を乗じ対象者約 272 人とした場合に、
推測される制度対象者のうち登録者の割合 40.1%



2025 年 7 月 25 日
高 梁 市
晴れの国岡山農業協同組合
岡山県備北広域農業普及指導センター
(株)ジェイアールサービスネット岡山
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部岡山支社

伯備線での青果輸送・さんすて岡山での「高梁マルシェ」を開始します！ ～高梁エリアのブランド農産物「天空の実り®ぶどう・桃太郎シルク（トマト）」、白桃を販売～

西日本旅客鉄道(株)中国統括本部岡山支社、高梁市、晴れの国岡山農業協同組合（JA 晴れの国岡山）、備北広域農業普及指導センター、および(株)ジェイアールサービスネット岡山は、地域共生および地域産業の振興の取り組みとして、2021 年度より毎夏・毎秋に高梁エリアの新鮮な農産物を列車の空きスペースに積み込み、岡山駅まで輸送する荷物輸送事業を実施してきました。

今年度は販売箇所をご利用いただきやすい岡山駅の改札外・さんすて岡山南館 2 階『おみやげ街道さんすて岡山』内に変更し、7 月～10 月の毎月 1 回実施のイベントにリニューアルしますのでお知らせいたします。

1. 目的

- ・運送事業者と連携したモーダルシフトの推進による環境に優しい物流の実現
- ・岡山駅周辺の賑わい創出と地域共生の取り組みの推進
- ・高梁エリアの農産物の認知および事業者の PR
- ・地域の特産物をきっかけとした旅客流動促進

2. 概要

高梁エリアの高鮮度・高品質な農産物を伯備線普通列車にて輸送し、岡山駅改札外さんすて岡山南館 2 階『おみやげ街道さんすて岡山』にて販売します。((5)販売箇所参照)

(1)区間 JA 晴れの国岡山高梁グリーンセンター⇒備中高梁駅（ヤマト運輸(株)対応）
備中高梁駅⇒岡山駅（伯備線）

(2)対象列車 備中高梁駅【14 時 57 分発】⇒岡山駅【16 時 03 分着】
※岡山駅到着以降は、配送および陳列を行い、16 時 30 分頃から販売を開始します。

(3)実施日・販売商品（予定）

- ① 2025 年 7 月 31 日(木)（白桃・トマト）
- ② 2025 年 8 月 28 日(木)（ピオーネ・トマト）
- ③ 2025 年 9 月 18 日(木)（シャインマスカット・ピオーネ・トマト）
- ④ 2025 年 10 月 9 日(木)（シャインマスカット・トマト）

※列車の運行状況や農産物の供給状況等により実施を取りやめる・内容を変更する場合があります。

★初回の 7 月 31 日(木)は高梁市長が出席し、農産物、イベントの PR を行います。

(4)イベント内容

各実施日に高梁の農産物の PR に加え、観光の魅力を発信すべく PR を行います。

- ・7 月 31 日(木) 備中松山踊り(8 月 14 日～8 月 16 日開催)PR。備中たかはし松山踊り保存会による、うちわとチラシ配布

- ・9 月 18 日(木) 吹屋小唄(9 月 20 日開催)、吹屋アート展(10 月 4 日～11 月 2 日開催)のイベント PR

※上記以外の 2 回についても各イベントの PR を行いますが、内容は未定です。

(5)販売箇所



高粱エリアの青果について

★「天空の実り®」ブランドとは

高粱エリアで、中山間地特有の昼夜の寒暖差の中で育まれた、高品質なぶどうとトマトが冠する地域ブランドです。9月下旬頃から、天空の山城「備中松山城」一帯に広がる雲海の神秘的な光景にあやかり、「天空の実り®」と名付けました。

○ 天空の実り®桃太郎シルク

昨年から本格的な出荷が始まった、新しい「桃太郎トマト」です。岡山県産夏秋トマトのおよそ6割を占める県下最大の産地がお届けする、酸味が少なく、絹のような滑らかな果肉が特徴の、たいへん美味しいトマトです。



○ 天空の実り®ぶどう

栽培に適した気候と、県下最大の産地として磨き上げられた技術、最先端の機器と熟練の検査員による厳しい検査、三位が一体となった全国トップクラスの産地が生み出す高品質なぶどうです。なかでもニューピオーネがおすすです。

○ シャインマスカット

人気沸騰中のシャインマスカット。甘味や香りはもちろん、種なしで皮ごと食べられる食べやすさ、また大粒で食べ応えがあり、美しい黄緑色の粒でエメラルドグリーンの宝石を思わせる光沢があり贈り物としても人気を博しています。

○ 岡山白桃

伝統のある岡山県の白桃です。他県では袋掛けをしない無袋栽培が多く、赤みを帯びた色をしていますが、岡山白桃は手間のかかる有袋栽培で、果皮が薄くて白い上品な雰囲気を醸し出しているのが特徴です。

4. その他

「JR 西日本中国統括本部岡山支社ふるさとおこし本部」のその他の取り組みについては、ふるさとおこしプロジェクト公式 HP (<https://www.jr-furusato.jp/>) をご覧ください。

今回ご案内の取り組みは、SDGs の 17 のゴールのうち、特に 8 番、11 番、17 番に貢献するものと考えています。



JR西日本グループ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

JR西日本グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



【問い合わせ先】

高梁市産業経済部 農林課 農業振興係

TEL:0866-21-0223

晴れの国岡山農業協同組合 びほく基幹アグリセンター

TEL:0866-22-4553

(株)ジェイアールサービスネット岡山 営業・開発部

TEL:086-223-9117

西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部岡山支社 ふるさとおこし本部

TEL:086-221-0665



伯備線での荷物輸送による青果物輸送およびさんすて岡山での「高粱マルシェ」の開始

- (1) ヤマト運輸が高梁グリーンセンターから備中高梁駅まで農産物を配送し、列車に積み込み
- (2) 伯備線普通列車にて岡山駅まで農産物を輸送
- (3) 販売店従業員が岡山駅で青果物を荷卸し、配送、陳列を実施後、岡山駅在来線改札外さんすて岡山南館2階おみやげ街道さんすて岡山「高粱マルシェ」コーナーにて販売（午後4時30分販売開始予定）



輸送対象荷物（例）



トマト



ビオーネ



岡山白桃



※台車に積載した状態で列車へ積み込み

※岡山駅在来線改札外
さんすて岡山南館2階おみやげ街道さんすて岡山前
スペース

高梁市広瀬地区緊急避難施設について

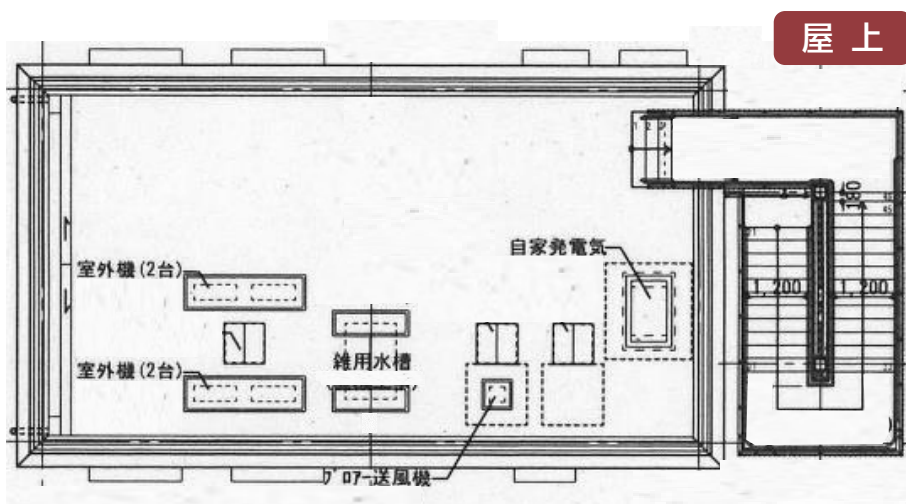
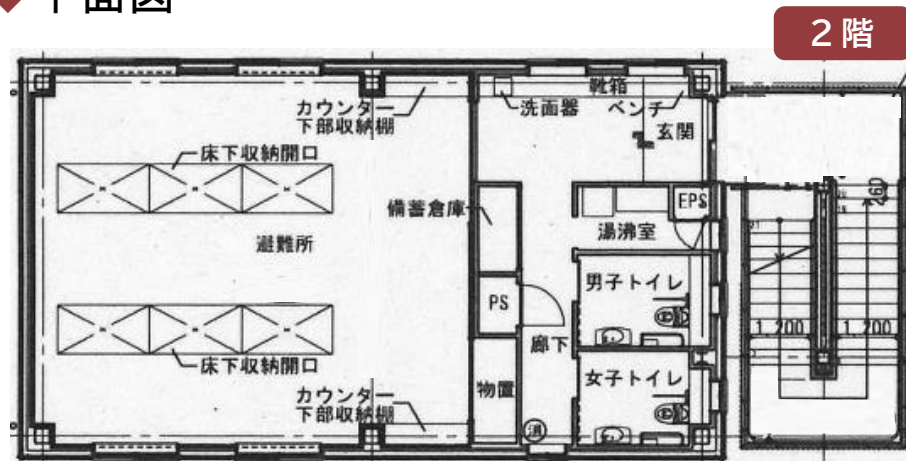


令和7年8月1日運用開始



令和7年7月30日落成式

◆平面図



◆施設概要

場所	高梁市松山 208 番 3 地内
施設内容	避難所、備蓄倉庫、床下収納、キッチン トイレ、自家発電機、雑用水槽等
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建て
延床面積	105.28 m ² (2階)
総事業費	約 2.4 億円

◆設計・監理・工事施工業者

R3	基本設計	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 岡山支店
R5	実施設計	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 岡山支店
R6・R7	建築工事	有限会社三宅工務店
	電気工事	有限会社みやもと
	機械工事	株式会社森産業
	工事監理	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 岡山支店

岡山県地域公共交通ビジョン 骨子案**第1章 ビジョンの基本的な考え方****○ ビジョン策定の趣旨**

地域住民の移動手段として重要な役割を担う地域公共交通ではありますが、人口減少やマイカーの普及により、その利用は減少傾向にあり、運行事業者の厳しい経営状況が続いています。さらには、コロナ禍の影響は脱しつつあるものの、運転手不足や燃料価格高騰といった課題に直面するなど、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ、令和7年度にスタートした県政推進の最上位に位置付けられる総合的な計画である「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」では、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」に向けた重点施策として、「地域公共交通ネットワークの活性化」に取り組むこととしており、国、市町村、交通事業者、地域住民等と連携しながら、地域の多様な輸送資源を活用し、地域の移動ニーズに応じた、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築を目指すこととしています。

そのため、様々な主体が、公共交通体系の中で、それぞれの役割を果たしながら、県民の移動手段の確保などに、より一層連携して取り組むことができるよう、県として、地域公共交通施策の方向性を示す「岡山県地域公共交通ビジョン」を新たに策定します。

○ ビジョンの対象地域

岡山県全域を対象とします。

○ ビジョンの位置付け

国、県、市町村、交通事業者、地域住民等が、それぞれの役割を果たしながら、より一層連携を強化して取り組めるよう、県として施策の方向性を示す指針となるものです。

○ ビジョンの期間

令和8年度から概ね5年間を目途とします。

(必要に応じて改訂を検討します。)

○ ビジョンの対象となる地域公共交通の範囲

対象となる地域公共交通の範囲について記載します。

第2章 岡山県の地域公共交通の現状

○ 現状

県民の移動実態を把握するため、令和4年度に実施した「岡山県パーソントリップ調査」や、全国における「交通空白」の地区数を把握するため、今年、国が実施した「交通空白」リストアップ調査の調査結果なども活用しながら、本県における地域公共交通の現状について記述します。

第3章 ビジョンの基本方針

○ 基本方針

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指して、国、市町村、交通事業者、地域住民等と連携しながら、多様な輸送資源を活用し、地域の実情に応じた、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築を進めるとともに、県民の公共交通利用を促進し、地域公共交通ネットワークの活性化を図ります。

○ ビジョンの視点

岡山県地域公共交通ビジョンでは、次の点に留意して施策の方向性を示します。

- ・国、県、市町村、交通事業者、地域住民の連携（役割分担）
- ・県南都市部と中山間地域等の地域別の方向性
- ・広域交通と地域内交通（交通空白解消等）の方向性

第4章 施策の方向性

別紙のとおり

第4章 施策の方向性

